

2022年12月15日

ユニクロ VS アスタリスク訴訟のちょっとした後日談

[三好内外国特許事務所](#)
[弁理士 高橋俊一](#)



小生の先の拙稿「やはり早期の紛争解決のための新たな訴訟類型があってもよいのでは」の冒頭で、昨年末の12月に、株式会社アスタリスクとユニクロを展開するファーストリテイリングとの特許侵害訴訟の和解が成立したことを紹介した。この特許侵害訴訟については、グローバル大企業であるファーストリテイリングが対抗措置としてITスタートアップ企業であるアスタリスクの特許権を潰すべく、複数の無効審判を立て続けに請求したことから、大企業による「係争期間を引き延ばす『兵糧攻め』をしている」との一部報道が見られ、注目された。

この特許侵害訴訟事件は、和解により終了したことから、後は単に知財関係者に記憶されてすべて終わり、になっているものと思っていたところ、本年度の産業構造審議会特許制度小委員会における検討に影響を与えていた。特許制度小委員会における本年度の検討課題の中に「一事不再理の考え方の見直し」というものがある。この検討課題が選ばれた契機が上記の大企業による「係争期間を引き延ばす『兵糧攻め』をしている」との報道だったのである。「一事不再理」とは、特許法第167条に規定があり、「特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」というものである。すなわち、同一の事実及び同一の証拠に基づく再度の審判請求を防止して、審判の蒸し返しを抑止せんとするものである。

特許庁としては、他にも検討したい課題が山積みのはずであり、また「一事不再理」については必ずしも喫緊の課題とは言えないにも拘らず、特許庁が何故この検討課題を急ぎ選んだのかは不明である。推察するに、特許庁をはじめとする知的財産に関する各種機関は、ここ数年来、中小企業及びスタートアップ企業の育成のため、知的財産面からの各種サポートを積極的に行っており、その流れの中で、これらの企業が発展する上での知的財産に関する障害となり得る問題を事前に無くしておこうとしているのではないかと思料する。つまり、中小企業及びスタートアップ企業が大企業を被告とする特許侵害訴訟事件に関して、資金力に勝る大企業が原告の特許権を潰すべく、類似の無効審判をやたらに仕掛けてくるような実体があるのであれば、それを逸早く改善しよう

としたのではないだろうか。

委員会の審議は、実際のデータに基づいて慎重に行われ、大企業から中小企業及びスタートアップ企業に対して蒸し返しの無効審判請求が多数なされているという事実は認められなかった。結果としては、特段の法律改正などは不要とされ、現状の取り扱いを維持するという方向に落ち着きそうである。

特許庁では、中小企業及びスタートアップ企業に対して、印紙代の減免、知財に関する教育・相談、コンサルティング、専門家の派遣といった表立った支援をしているが、一方で、今回のような中小企業及びスタートアップ企業への支援を見据えた法的整備の迅速な対応は、言わば表に出にくい裏の支援ということができる。然程に、特許庁は、中小企業及びスタートアップ企業に対する支援を重要視していることが伺えるところである。大いに歓迎するところであり、賛同するところである。そして、中小企業及びスタートアップ企業には、このような特許庁の意向に応えるべく、知的財産の重要性の認識を深めてもらうことを願う。